

実施要綱

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市学校開放スマート化業務公募型プロポーザル

(2) 業務の内容及び目的

- ・「那須塩原市学校開放スマート化業務仕様書(予約システム導入・保守)」
 - ・「那須塩原市学校開放スマート化業務仕様書(スマートロック導入・保守)」
- のとおり

(3) 履行期間

導入 令和8年5月1日から令和8年8月31日まで

保守 本稼働開始日から令和12年9月30日まで

(4) 提案上限額

【初年度】

予約システム導入業務 4,400,000円

予約システム保守業務 3,080,000円

スマートロック導入業務 13,816,000円

スマートロック保守業務 739,200円

【初年度以降】

予約システム保守業務 440,000円/月×42か月

スマートロック保守業務 105,600円/月×42か月

計 44,950,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当部署及び書類提出先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所 教育部 スポーツ振興課 スポーツ振興係

電話：0287-37-5439

電子メール：sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募条件

(1) 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。

エ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

- する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- オ 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあつては、当該資格等を有していること。
- カ 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

(2) 応募要件

- ア グループを構成しての応募も可とする。
- イ グループを構成して応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る
- ウ グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- エ 1グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

3 参加手続

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和8年3月13日(金)
イ 質疑書提出期限	令和8年3月24日(火) 午後4時まで
ウ 質疑回答	令和8年3月27日(金)
エ 参加申請書提出期限	令和8年4月3日(金) 午後4時まで
オ 企画提案書提出期限	令和8年4月17日(金) 午後4時まで
カ プレゼンテーション	令和8年4月21日(火)
キ 審査結果通知・公表	令和8年4月24日(金) 予定

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第1号)を提出することができる。質疑書は、令和8年3月24日(火)午後4時まで(必着)に後記問い合わせ先まで電子メールにより提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、市ホームページの掲載によって行う。

また、電子メールの件名は、次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：学校開放スマート化_質疑：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)

【例】株式会社△△△△が令和8年3月25日に質疑書を送付した場合
学校開放スマート化_質疑：20260325(株)△△△△

(3) 参加申請

- ア 提出期限 令和8年4月3日(金) 午後4時まで(必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書(様式第2号) 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書(様式第3号) 1部
- ウ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- エ 提出方法 提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電

話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：学校開放スマート化_参加申請：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)

【例】株式会社△△△が令和8年3月27日に送付した場合

学校開放スマート化_参加申請：20260327(株)△△△

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第4号）を電子メールにより提出すること。

カ その他 参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(4) 企画提案書の作成、提出等

ア 提出書類

① 企画提案書表紙（様式第5号）

② 履行実績等（様式第6号）

③ 業務実施体制図（様式第7号）

④ 提案書（任意様式）

⑤ 価格提案書（任意様式）

・別紙仕様書の内容を考慮した金額で年度ごとの見積書を作成すること。

・消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

⑥機能要件等一覧(予約システム・スマートロック)(別紙1, 2)

(5) 作成に当たっての注意事項

ア (4)④について

・提案書はA4（縦及び横：両面印刷：長編綴じ）とし、各ページ下部にページ番号を記載すること。

・記載内容は、業務を実施する際の方針を簡潔に記載し、その他仕様書で求めた項目及び「評価基準」にて示す評価の視点に沿って記載すること。

・追加提案を行う場合は提案上限額の範囲で実施可能な内容を記載すること。（将来的提案を行う場合は保守費に見積金額を含めること。）

イ (4)⑤について

・契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。

・見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

- ・見積書には、代表者印を押印すること。作成部数は、1部とする。

(6) 提出方法等

提出期限：令和8年4月17日（金）午後4時（必着）

提出方法：原則、電子メールに添付し送付すること。なお、企画提案書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。参加者名称は、略称でも可とする。

件名：学校開放スマート化：+送信年月日[yyyymmdd]+（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和8年4月15日に企画提案書を送付した場合

学校開放スマート化：20260415（株）△△△△

4 評価方法等

(1) 評価基準 別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日時：令和8年4月21日（火）を予定

詳細については、4月17日（金）に電子メールにより通知する。

イ 開催方法：オンラインによるwebミーティング

ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の提示は認めない。

エ プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ 提案者毎の時間は、50分（プレゼンテーション40分、質疑応答10分）とする。デモ（実機、動画）を行う場合、デモに要する時間は、プレゼンテーションの時間に含む。

カ ミーティングに同時に接続できるのは、提案者ごとに2アカウントまでとし、ユーザー名は「担当者名_会社名」とすること。ただし、複数業者によるグループ参加の場合は、各社1アカウントまでとする。

6 契約候補者の特定

プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準による審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

審査の結果は、令和8年4月24日（金）に書面による通知を発送するほか、同日までに電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う（契約書案は別添のとおり）。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

企画提案書の提出後提案者が2 応募条件に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。